

年末年始の税関業務処理体制について

名古屋税関

名古屋税関本関、南部及び西部出張所並びに岐阜政令派出事務所における年末年始の業務処理体制については、下記のとおり取り扱います。

なお、年末は輸出入申告等が集中することも予想されますが、税関においては、迅速・適正な業務処理に努めてまいりますので、関係各位におかれましても、申告・申請等の手続きについては、余裕をもって行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 輸出入通関・保税関係手続

期間	官署 本関 並びに 南部及び西部出張所	岐阜政令派出事務所
12月28日(土) ～ 12月31日(火)	業務部特別通関部門において処理 します。(電話：052-654-4117) 【開庁時間 08：30～17：00】 ※12月29日(日)は、職員は常駐いたしま せんが、事前に要請をいただいた場合は 対応します。	終日閉庁します。 ※閉庁期間中に手続きを 予定している場合は、 <u>12月27日(金)</u> <u>午後5時まで</u> にご連絡ください。
1月1日(水)	終日閉庁します。	
1月2日(木) ～ 1月5日(日)	業務部特別通関部門において処理 します。(電話：052-654-4117) 【開庁時間 08：30～17：00】 ※1月5日(日)は、職員は常駐いたしま せんが、事前に要請をいただいた場合は対 応します。	

(注)・南部及び西部出張所は、上記期間中終日閉庁しております。

- ・包括保税運送承認等、一部の保税業務については、特別通関部門では処理できません。
ご不明な点は、12月27日(金)までに該当の保税地域を管轄する官署の保税担当部門
までご照会願います。

2. 監視関係手続

期間	官署 監視部監視取締部門	監視部監視通関部門 南部及び西部出張所
12月28日(土) ～ 1月5日(日)	通常 どおり	監視部監視取締部門に おいて処理します。

3. 緊急連絡先

職員常駐時間外に緊急の用件が生じた場合は、以下連絡先まで照会願います。

連絡先：監視部監視取締部門（名古屋市港区潮風町1）

電 話：052-398-4226